○厚生労働省令第百二十三号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十三条の四第二項、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十三条第二項、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の四の四第三項、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の三第十項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の三第十項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の四第二項の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十一日

厚生労働大臣　根本　匠

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）	（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）
第百九条の十一　（略）	**第百九条の十一**　（略）
2　保険者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。	2　保険者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。
一～六　（略）	一～六　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
5　第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。	（新設）

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）	（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等）
第百九条　（略）	**第百九条**　（略）
2　協会は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。	2　協会は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書を申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。
一～五　（略）	一～五　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
5　第一項の申請書は、同項第四号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。	（新設）

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等）	（高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等）
第二十七条の二十七　（略）	**第二十七条の二十七**　（略）
2　市町村又は組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、申請者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書（令第二十九条の四の二第一項第三号に掲げる額に関する証明書を除く。）を交付しなければならない。ただし、第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。	2　市町村又は組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、申請者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書（令第二十九条の四の二第一項第三号に掲げる額に関する証明書を除く。）を交付しなければならない。